

札幌市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例案
令和4年(2022年)5月23日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

札幌市病院事業使用料及び手数料条例(昭和41年条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表非紹介患者初診加算額の項及び再診患者加算額の項中「最低額」の次に「に100分の110を乗じて得た額(消費税法別表第1第8号の規定に該当するものにあつては、当該最低額)」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の診療その他の業務に係る使用料について適用し、同日前の診療その他の業務に係る使用料については、なお従前の例による。

(理 由)

他の保険医療機関等からの紹介状を持たずに初診を受けた患者及び病床数が200床未満の他の保険医療機関等へ紹介する旨の申出を行ったにもかかわらず再診を受けた患者から徴収する非紹介患者初診加算額及び再診患者加算額について、適正な金額に改めるため、本案を提出する。